

別府市監査委員告示第2号

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象

観光戦略部・経済産業部・水道局

平成31年3月28日

別府市監査委員 恵 良 寧

同 野 口 哲 男

同 高 森 克 史

監 査 報 告 書

1 監査の対象及び期間

観光戦略部・経済産業部

監査期間 平成30年8月29日から平成30年12月3日まで
水道局

監査期間 平成30年12月3日から平成31年2月22日まで

2 監査を実施した委員

別府市監査委員	恵	良	寧
同	野	口	哲男
同	高	森	克史

3 監査の方法

地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に留意し、監査時までの事務事業の運営及び財務に関する事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかについて、関係書類等を調査するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して行った。

4 監査の結果

監査の結果、一部改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

(観光戦略部)

(1) 指定管理業務の執行状況の確認や評価について（観光課）

市民ホール及び志高湖野営場における備品台帳と現物の確認結果の記録が残されていない。また、志高湖野営場の指定管理に係る収支予算書と収支決算書の勘定科目が整合していない事例、市民ホールにおける委託事業の執行何等で決裁区分を誤っている事例が見受けられた。

市は、公の施設の設置者として指定管理業務の実態状況を詳細に把握するよう努めるとされていることから、別府市指定管理者制度運用ガイドライン等に基づき執行状況の確認や評価を適切に行われたい。

(2) 外国人留学生地域活動助成金について（文化国際課）

この助成金は、外国人留学生と市民との交流活動等を実施する場合に支出されるものであるが、実績報告書や報告写真では外国人留学生と市民の参加人数が把握できず交流の確認ができない。実態が確認できる報告書等を徴取されたい。

(3) 別府市文化活動育成事業補助金について (文化国際課)

別府市民ミュージカル実行委員会等に対する補助金支給において、実績報告書に基づく補助金の額の確定は行われているが、補助金申請書に基づく補助決定(補助指令)額の変更に係る通知がなされていなかった。別府市補助金等交付規則に基づき適正に事務処理されたい。

(経済産業部)

(1) 別府市商店街活性化事業補助金について (産業政策課)

補助金の申請書等において必要な記載がないもの、端数処理が必要にもかかわらずその処理が行われていないものが見受けられた。また、別府市補助金等交付規則第10条第2項の規定により概算払が行われているものがあるが、その意思決定が行われていなかった。

別府市補助金等交付規則等に基づき適正に事務処理されたい。

(2) 竹細工伝統産業会館に係る植栽管理委託料について (産業政策課)

草刈管理委託業務において、作業前・作業中・作業後の写真が添付されているが、同一地点からの写真でないため業務の履行確認が行い難い。

今後、作業過程がはっきり確認できる写真の提出を求められたい。

(3) 公有財産の管理について (公営競技事務所)

別府市公有財産規則第16条第3項に規定する財産台帳の副本の整理がなされていなかった。同規則に基づき適正に事務処理されたい。

(4) 郵便切手等の管理について (公営競技事務所)

郵便切手については、別府市文書管理規程に基づく受払補助簿による受払いがなされていたが、はがきについてはそれがなされていなかった。はがきは金券であり換金性も高いことから同規程に基づき適正に管理されたい。

(5) 周辺対策事業補助金・選手会等助成金について (公営競技事務所)

これらの補助金等の事務処理において、いずれも申請書等に必要な書類の一部が添付されておらず、別府市補助金等交付規則第10条第1項に規定される補助金の額の確定も行われていなかった。

別府市補助金等交付規則等に基づき適正に事務処理されたい。

(6) 旅費の支給等に関する事務について (公営競技事務所)

旅行命令簿の記載及び旅費の支給方法に一部不適正な事務処理が見受けられた。

また、旅行終了後に復命がなされていない事例が見受けられた。

別府市職員等の旅費に関する条例等に基づき適正に事務処理されたい。

(水道局)

(1) 水道料金の福祉還付制度について (営業課)

水道料金の還付を受けようとする者は、還付を受けるための口座を出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の中から選択することとされているが、前記以外の金融機関で還付を受けている事例が数件見受けられた。「水道料金福祉還付の取扱いに関する要綱」に基づき適正に事務処理されたい。

(2) 工事請負費について (工務課・配水課)

工事施工に係る「特記仕様書」第9条には、「受注者が配置する現場代理人及び主任(監理)技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。なお、着用状況の写真を必ず完成図書に添付すること。」と規定されているが、遵守されていない事例が見受けられた。受注者を指導されたい。

(3) 委託料について

ア 別府市水道局当直業務委託契約 (営業課)

契約書第15条第3項には、「当直業務の委託金額の12分の1を月額として支払う。なお、千円未満の端数は、支払最終月にまとめて支払うものとする。」と規定されているが、端数処理において規定どおりに支払がなされていなかった。同契約書に基づき適正に事務処理されたい。

イ 別府市水道メーター取替え、取付け、取外し及び止水栓開け業務委託契約
(営業課)

本契約は単価契約であるが、水道メーターの検針のみの業務について単価が明確に規定されていなかった。単価の規定を明確にされたい。

ウ 船舶給水業務委託契約 (営業課)

本契約は、一者随意契約であるが、契約に際し見積書を徴取していなかった。別府市水道局契約事務規程等に基づき適正に事務処理されたい。

エ 産業医契約 (管理課)

産業医について、労働安全衛生規則に定められた職務が行われていない事例が見受けられた。関係法令に基づき適正に行われたい。

オ 樹木維持管理業務委託契約 (管理課)

本契約において、剪定、消毒、除草、施肥等の業務の実施日が記載されていなかった。業務の履行確認のためにも業務実施日を記載するよう指導されたい。

(4) 行政財産の目的外使用及び有効活用について（管理課）

旧鮎返配水池用地の使用料について、別府市水道局会計規程に基づき算定されていない事例が見受けられた。関係法令に基づき適正に事務処理されたい。

また、自動販売機の設置に伴う行政財産の有効活用について検討されたい。